

るのが例であった。「経光卿記」安貞元年四月廿日条には「有少連句、陽曆予執筆、為勸學練筆也」と記している。右の断簡はこの点でも「経光卿記」に相応しく、外題に従つて「頼資卿記」と考えることは困難なのである。それ故、この断簡によつて從来知られている「経光卿記」(安貞元年十月条は十日より存する)に一日分の記事を追加できる。

(1) 「十日戊午天晴自内大臣殿右馬權頭佐清奉書到来  
来十三日内大臣殿可有御慶申為前駕可令參仕給者依 殿下御氣色執達如件

逐申 謹上 治部權少輔殿

如法申刻可候也

(2) 「即時自右大臣殿人左衛門權佐信盛奉書到来  
來十四日可有御拝賀可令供奉給之由 右大臣殿御氣色所候也仍執達如件  
可為申斜候也

逐申 四月九日 左衛門權佐信盛

謹上 治部權少輔殿

請文書様

來十四日御拝賀前駕可令參仕之状謹所請如件

四月十日 治部權少輔經光

如此書了

(1) について。経光は貞応二年四月七日に治部權少輔に任じ、天福元年正月廿八日に右少弁に転じた。(『経光卿記』・「弁官補任」)この間の任内大臣は三度あるが、元仁元年十二月廿五日の九条良平と寛喜三年四月廿六日の西園寺実氏の二件は日付の点で右の断簡(1)と無関係と見るべきであり、残る一件の安貞元年四月九日の近衛兼經の任官のみが適合する。又(1)は「経光卿暦記」同年同月十三日条とも符合する。それ故この断簡は安貞元年四月十日条と認められる。

次に「広橋文書」中の影写本によつて「経光卿記」の記事を追加する。「広橋文書」第二十三卷の「経光卿記」は、古い影写の断片をまとめて巻子に仕立ててある。この中左の断簡二紙は安貞元年四月十日条と認められる。

(1) 「十日戊午天晴自内大臣殿右馬權頭佐清奉書到来

右馬權頭佐清  
謹上 殿下御氣色執達如件

四月九日

逐申 謹上 治部權少輔殿

如法申刻可候也

(2) 「即時自右大臣殿人左衛門權佐信盛奉書到来  
來十四日可有御拝賀可令供奉給之由 右大臣殿御氣色所候也仍執達如件  
可為申斜候也

四月九日

左衛門權佐信盛

謹上 治部權少輔殿

請文書様

來十四日御拝賀前駕可令參仕之状謹所請如件

四月十日

治部權少輔經光

如此書了

(1) について。経光は貞応二年四月七日に治部權少輔に任じ、天福元年正月廿八

日に右少弁に転じた。(『経光卿記』・「弁官補任」)この間の任内大臣は三度ある

が、元仁元年十二月廿五日の九条良平と寛喜三年四月廿六日の西園寺実氏の二件

は日付の点で右の断簡(1)と無関係と見るべきであり、残る一件の安貞元年四月九

日の近衛兼經の任官のみが適合する。又(1)は「経光卿暦記」同年同月十三日条と

も符合する。それ故この断簡は安貞元年四月十日条と認められる。

(2) について。四月九日に藤原信盛が左衛門權佐に在任するのは安貞元・二、寛

喜元・二の四年間に限る。(『経光卿記』・「蔵人補任」)この間の任右大臣は安貞

元年四月九日の九条教実の一件のみである。又(2)は「経光卿暦記」の同年同月十

四日条とも符合する。それ故この断簡も又安貞元年四月十日条と認められる。

現存する「経光卿記」安貞元年四月条は十一日から始まる(ただし十一日は暦文のみである)と見られていたが、これにより十日条を加えられるのである。

(付記) 前記の「広橋文書」・「藤波文書」は昭和四十七年八月に長浜市に出張し撮影した。

## 山形県慈恩寺の文書について

酒井信彦

る。はじめは史料編纂掛時代で、明治三十一年山形県各地を採訪した際、最上院・華藏院の史料を調査し、「史料蒐集目録」六十七、最上院の文書五点は影写本に複製され架蔵された。又、戦後昭和二十二年にも、宝蔵院・華藏院・最上院・宝林坊・禪林坊の所蔵史料の調査が行なわれている「山形県史料蒐集目録」。しかしこの時は調査のみで写真撮影は行なわれなかつた。そこで昭和四十六年十月立石寺等へ採訪の際、最も点数が多くかつ中世文書を含んでいた宝林坊所蔵の文書と、新たに調査した本坊所蔵の文書について写真撮影を行なつた。

尚、大正四年刊行された、山形県西村山郡役所発行「編年西村山郡史」には、慈恩寺関係史料が多数取り上げられ、宝林坊所蔵の中世文書も引用されている。そして特に、これら慈恩寺関係史料の内に本所の採訪では見られない史料が何点か存在することが注目される。

以下、慈恩寺文書の内、宝林坊所蔵の文書についてその概要を述べ、又特に注目すべき史料について報告しておきたい。

昭和四十六年撮影した宝林坊所蔵文書は約五十点で、それには次のような史料がある。(1)中世土地関係文書(田地・畠地の売渡状など)、(2)近世寺領関係文書(慈恩寺々領安堵状など)、(3)近世土地関係文書(売渡状・去状・請取状など)、(4)その他(「舞童帳」・慈恩寺縁起・書状など)。

中世土地関係文書二十点の内、約半数は田地・畠地の売渡状であり、その他に田在家充行状・坪付注文など一・三点があるが、それ以外の残り七点はすべて次のようない形式の文書である。

補任

慈恩寺供僧職田地之事

合手束(西<sup>さざなわ</sup>在之者)

右以人為彼職、任壳券之旨阿闍梨賢心令補任所実也、但有限於寺役、守先例無懈怠可令勤任者也、寺家宜承知勿違失、仍補任狀如件

文明七年乙未五月六日

阿闍梨幸海(花押)

先述した「編年西村山郡史」には、本所採訪分には見られないこの形式の文書が更に四点引用されている。先の七点と合せ都合十一点の文書を別表にして示す。

これらの文書が補任状の形式をそなえていることは明白である。すなわち、冒頭に「補任」とし、次行に「——事」、本文を「右以人為彼職」とはじめ、「仍補任状如件」と結んでいる。

ところで、この文書には一般的の補任状と相違するところも存在する。本文はじめに「右以人為彼職」とあるが、「——事」にあたる部分に記されているのは、「慈恩寺供僧職」ではなくして、「慈恩寺供僧職田地」・「慈恩寺供僧職坊地」である。ついで、その次行に田地、坊地の面積及び所在地を示している。つまり、「補任」の対象となっているのは、所職ではなく、所職の具体的な内容である個々の土地なのである。とすれば、この文書は、冒頭に「補任」と記すものの、所職の補任状というよりも、充所に個々の土地を附与する充行状というべきものであろうか。しかしその際、「右以人為彼職」の次に「任賣賃之旨」という文言が入っていることに注目すべきであろう。すなわち、供僧職田地・供僧職坊地に対する権利の移動は、売買によってなされたものであつて、充行(上級者からの附与)によつたのではない。従つて上級者(別當)は、売買によって生じた権利の移動を、この文言によって追認しているだけなのである。

近世寺領関係文書としては、次のような史料がある。(1)寛文五年七月十一日、慈恩寺領安堵状写(2)宝永二年十月二十三日 寺領御朱印御年貢定納帳、(3)享保六年十月八日 慈恩寺惣高井宝林坊田畠算帳、(4)享保六年十月 慈恩寺挂領高人數帳(5)明和九年六月 本末取納帳、(6)(無年月日)慈恩寺子院知行書上、この内特に(4)は、寺領に関してだけでなく、近世における慈恩寺一山の構成を知るに好適の史料である。その内容は、一つ書の形で子院名をあげ、その格式・所属の集計部分を左に示す。

合高武千三拾武石六斗三升、学頭式ヶ寺、別当壱ヶ寺、衆徒四拾武軒、役人六軒、家来六十五軒、借地廿五軒。  
惣人五百九拾四人、当丑当歳以上、内、出家武拾五人、山伏六拾六人、尼拾八人、男武百五十人、女武百三拾四人。  
学頭二ヶ寺は、宝蔵院(高野山光院末、高百九石三斗七升、人数三拾八人)と華藏院(仁和寺末、高武百拾九石六斗、人数四拾四人)、別当一ヶ寺は、最上院(東叡山末、高六百八拾七石武斗三升、人数二百五人)。以上三院以外の子

院は「衆徒」と称され、弟分として三院のいずれかに附属していた。宝林坊は、衆徒で華藏院弟分山伏、高五拾石五斗六升、人数七人、内山伏式人、男三人、女式人であった。

年月日	差出所	宛所	補任対象
応安2・7・25	権律師幸俊	不 明	
嘉慶2・10・1	権律師幸嚴	小 松 房 丸	阿闍梨善賀
康応元・10・29	権僧都幸嚴	未 代 丸	阿闍梨善賀
応永3・12・27	阿闍梨幸尊	大隅 律師永舜	不 明
応永25・12・13	阿闍梨幸鍼用	阿闍梨幸増	新態野 夏僧膳田
享徳3・4・14	阿闍梨幸海	阿闍梨善栄	慈恩寺供僧職三昧田
文明7・5・6	阿闍梨幸調	阿闍梨賢心	慈恩寺供僧職田地
延徳元・12・20	阿闍梨幸海	宮内卿阿闍梨	慈恩寺供僧職坊地
延徳元・12・27	別当所大房丸	美濃松丸	慈恩寺供僧職坊地
元亀4・4・9	別当房幸暁	第一林房	慈恩寺西院田沢之内
文禄5・12・26	別当(某)	宝林僧都	慈恩寺供僧坊地

### 「末吉瓦林文書」雑録

黒川高明

平氏 瓦林系図

本所は末吉勘四郎氏（大阪市住吉区平野仲町）所蔵の数千点に及ぶ文書・記録について、明治三十六年、同四十四年、昭和四年の三回にわたって調査を行なつたが、そのうち比較的年代の古い五十七通の文書が影写され、「末吉文書」（架番号、三〇七一・六三一一〇）として架蔵されている。しかし五十七通のうち左記の十四通と瓦林系図は末吉家相伝の文書とは系統を異にするもので、現在では「末吉瓦林文書」と末吉家で呼ばれるものに当る。

- ①源頼朝下文 寿永三年五月十八日  
②足利尊氏感状 建武三年六月二十一日

- ③足利尊氏下文 建武四年十二月二十四日  
④梶橋庄々官施行状 貞和元年十二月日  
⑤足利尊氏軍勢催促状 観応元年十一月八日  
⑥瓦林基忠申状 延文五年六月日  
⑦細川晴元書状 二月十日  
⑧細川六郎軍勢催促状 三月五日  
⑨足利義種軍勢催促状 三月二十五日  
⑩細川澄元書状 卯月二十日  
⑪細川勝元添状 六月二十一日  
⑫細川晴元感状 十一月三日  
⑬細川澄元軍勢催促状 十一月十六日  
⑭細川澄元書状 十二月十四日

瓦林氏は揖津西宮地方を中心に活躍した国人であり、『西宮市史』には「末吉文書」「吉井良尚氏所蔵文書」「瓦林正頼記」（続群書類從所収）によってその詳細が述べられている。今度昭和四十七年八月と十一月に末吉勘四郎氏宅に赴き、所蔵文書の調査、撮影を行なった際「瓦林系図」（巻）を新たに採訪し瓦林氏の出自・系譜を、又同家の文書整理に携わっておられる曾根研三氏より、瓦林氏と末吉家との結びつきを知る史料として「末吉藤十郎家系図」の存在を教示していたとき、瓦林文書が末吉家所蔵となつた縦縁を知る手掛を得たので、次に「瓦林系図」「末吉藤十郎家系図」を掲げることにする。

